

第 4 次八尾市地域福祉計画

令和 5 年度追加取り組み等

※令和 5 年度実績として新たに追加した取り組み及び市社会福祉協議会にて実施している取り組みを掲載しております。

目次

1. 地域共生推進課の取り組み

- (1) 重層的支援体制整備事業 2
- (2) 福祉人材養成事業 5
- (3) 居住支援にかかる取り組み 6
- (4) 八尾市見守り推進事業 7

2. 高齢分野等の取り組み

- (1) 地域介護予防活動支援事業 9
- (2) 認知症サポーター養成事業 10
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業 . . . 11
- (4) 見守りネットワーク推進事業 12
- (5) 災害時要配慮者支援事業 13

※ (5) については、高齢介護課・障がい福祉課・地域共生推進課3課で実施。

3. こども分野の取り組み

- (1) 子どもの居場所づくり事業 14
- (2) 子ども・若者育成支援提案事業 16
- (3) 八尾市若者相談支援事業 17
- (4) 児童虐待対策事業 18
- (5) いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業 19

4. 八尾市社会福祉協議会の取り組み

- (1) 民生委員における取り組み 20
- (2) 地区福祉委員会における取り組み . . . 21
- (3) ボランティアにかかる取り組み 22
- (4) 社会福祉協議会の取り組み 23

重層的支援体制整備事業【地域共生推進課】①

地域福祉の「広告塔」をつくる

つなげる支援室専属コンシェルジュ「つなげ〜る」というキャラクターを作成し、地域のイベントに出店した際やアリオ八尾の八尾市情報発信コーナーにて重層的支援体制整備事業や地域共生社会の実現に向けたPRを行っている。

「つなげ〜る」を展示することで、幅広い世代に目にとめてもらい、地域共生社会の実現に向けた取り組みや重層的支援体制整備事業、つなげる支援室を啓発し、知ってもらうきっかけを作っている。



専属コンシェルジュ
「つなげ〜る」

※松端委員に作成いただきました。



令和5年8月開催
アリオ八尾展示ブース



令和5年11月19日開催
「健康・医療・福祉展」出展ブース

大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる

みせるばやおと連携し、会員企業向けの全体会議に参加して、つなげる支援室に関するPRや地域資源の情報収集、地域福祉における課題の共有などを行い、イベント等にも参加して会員企業との連携を図っている。また、まちのコインを活用することで、民間企業や市民との接点を作っている。



まちのコインを活用した
イベントブースを出展

令和5年8月5・6日開催
みせるばやお周年イベント後の
大学生や企業職員との集合写真



重層的支援体制整備事業【地域共生推進課】②

地域の人がこどもたちの福祉の芽を育てる／地域で気づく、地域で見守る／こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる

地域のイベントに出店した際、地域共生社会に関するクイズなどを通じてこどもたちに福祉に興味を持ってもらう機会を設けたり、地域での見守りについての啓発を行っている。令和5年度は7回イベントに出店し、延べ1,471名の方にブースに来てクイズなどの体験をしてもらった。



令和5年6月11日開催
「ヤオオタイヤマーケット」での広報活動の様子
計124名の方がブースに来場



イベントに参加してくれた市民の様子

見つけたものを気軽に共有するしくみをつくる／社協・社会福祉法人やサービス事業者等と一緒に福祉のプロを育てる

どこの窓口にも相談しても適切な支援につながるような仕組みを構築しており、市民対応を行う職員が、来庁された方のちょっとした変化や異変に気づき、適切な対応ができるようなツールを作成し、職員研修の実施に加えて周知を図っている。

重層事業の中でも本ツールへの他自治体等からの関心は強く、多くの視察を受け入れる中で、重層事業をはじめとした本市の地域共生社会の実現に向けた取り組みを広めている。

重層的支援体制整備事業【地域共生推進課】③

時間にとらわれず活動できる場をつくる／地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる

様々な人が活躍できるように、社協が実施している地域資源マップ等も活用し、今ある地域資源について取りまとめてチーム会議、ワーキングチーム会議にて情報共有を行い、既存の地域資源について開発の余地はないか検討を行っている。また、ケースを検討するつなげる会議などを通して見えてきた地域課題について、どう解決していくかをレビュー会議やワーキングチーム会議にて検討している。

さらに、民間企業が独自で行っている居場所づくり等の活動にも積極的に参加、見学している。民間企業が居場所づくり活動をやろうと思ったきっかけや思いなどを聞かせてもらい、今後も継続して実施してもらえるにはどうしたらいいかを検討している。

また、活動されている事業者と市内の関係課がつながるように、連携の場などを設定している。



ワーキングチーム会議の様子



まちのリビング「いちいち」



サポートやお「ココロネパレット」



市政だより 8月号
「重層事業」の特集記事を掲載。

福祉人材養成事業【地域共生推進課】

大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる

急激にデジタル化が進み、世代間の情報格差が広がりを見せる中で、自分の知識や特技を活かして活動できる福祉人材の発掘、育成をする取り組みを進めている。地域福祉活動の担い手のすそ野の拡大への取り組みであり、地域住民がスマホの基本操作や教えるコツを学び、そこで得たスキルを活用して地域活動につなげている。

令和3年度からの2年間で、デジタルサポーター養成講座を市内6地区で開催し、合計64名に参加いただいた。その後、受講した市民同士で団体を立ち上げて地域福祉推進基金を活用し、ふれあい喫茶と連動したりスマホの相談会を開催するなど、スマホの身近な相談役として、また、スマホを媒体にさまざまな話しができる居場所になるような活動を始めている。

さらに、産学公民が連携し、学生ボランティアにも参画いただき、次世代の担い手の育成を進めるとともに、商業施設内でイベントを行うなど、仲間を増やしながら活動の幅を広げている。



事業者→市民への研修の様子



学生ボランティアも参画し、
市民→市民へ展開されている

居住支援にかかる取り組み【地域共生推進課】

大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる

年々、高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯、外国人等の住宅確保要配慮者の属性が広がりを見せる中で、各居住支援法人等が地域の課題にどのような活動を進めていくか試行錯誤している。

社会福祉法人がセミナーを開催（八尾市内の居住支援法人（5団体）が協力、市・市社協が後援）し、地域でどのように課題を解決し、賃貸住宅を貸す人も借りる人も安心できる環境をどのように整えていくか、支援事例を交えて考える機会とした。

今後、住宅確保に配慮が必要な対象者が増え、需要が高まることが予測されることから、居住支援協議会の設立等も含め、市としても居住支援について検討を進める必要がある。

テーマ：「居住支援ってなに？」～賃貸住宅を貸す人も借りる人も安心できる環境づくり～

対象：不動産関係事業者・個人家主等（その他、居住支援に興味関心のある方）

内容：①制度説明（大阪府居住企画課より住宅セーフティネットについて）

②活動事例報告・グループワーク（安心できる環境づくりに向けて顔の見える関係構築）



不動産関係事業者(仲介・管理等)・家主様
居住支援に興味がある方！ぜひご参加ください！

セミナー「居住支援ってなに？」
～賃貸住宅を貸す人も借りる人も安心できる環境づくり～

【セミナー概要】
年々、高齢者や障がい者、低所得者、子育て世帯、外国人等の住宅確保要配慮者の属性が広がり顕在化していく中で、各居住支援法人等が地域の課題にどのような活動を進めていくか試行錯誤の状態です。今後、さらに住宅確保に配慮している対象者が増える予想され、住まいの供給の課題があります。
そこで、本セミナーを通じて、八尾市内での居住支援を考える機会とするとともに、安心できる環境づくりに向けたネットワークづくりを行います。

※居住支援法人とは…住宅セーフティネット法(2017年10月25日施行)に基づき住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。

開催日 2024年2月29日(木) 14:00～16:00
(13:30より受付開始)

対象 不動産関係事業者・個人家主様等
その他、居住支援に興味関心のある方

セミナー内容 1：制度説明
大阪府居住企画課より住宅セーフティネットについて
2：活動事例報告・グループワーク
安心できる環境づくりに向けて顔の見える関係構築

**無料
定員 50名**

孤独死 立ち退き ゴミ屋敷 家賃滞納 行政へのつながり 生活の困りごと
高齢者や障がい者、低所得者、子育て世帯や外国人など様々な理由で住まいの確保が難しい方がいます。地域でどのように課題を解決し、安心できる環境、ネットワークづくりを居住支援法人の支援事例を交えて一緒に考えてみませんか？

八尾市見守り推進事業【地域共生推進課】①

地域で気づく、地域で見守る／住民の「困った」と「役立ちたい」をマッチング

認知症高齢者等や単身世帯が増加し、権利擁護支援ニーズが高まる中で、既存の成年後見制度や日常生活自立支援事業での対応は限界に近づいており、八尾市では新たな権利擁護施策を検討を行うため、厚生労働省所管「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体として令和4年度より検討に着手し、「八尾市見守り推進事業」を展開。 ※全国9自治体で実施しており、関西圏では八尾市のみ実施

読売新聞（11月20日発行）に市民後見人の活躍にかかる先進的な取り組みとして掲載され、全国の自治体等から視察を受け入れている。

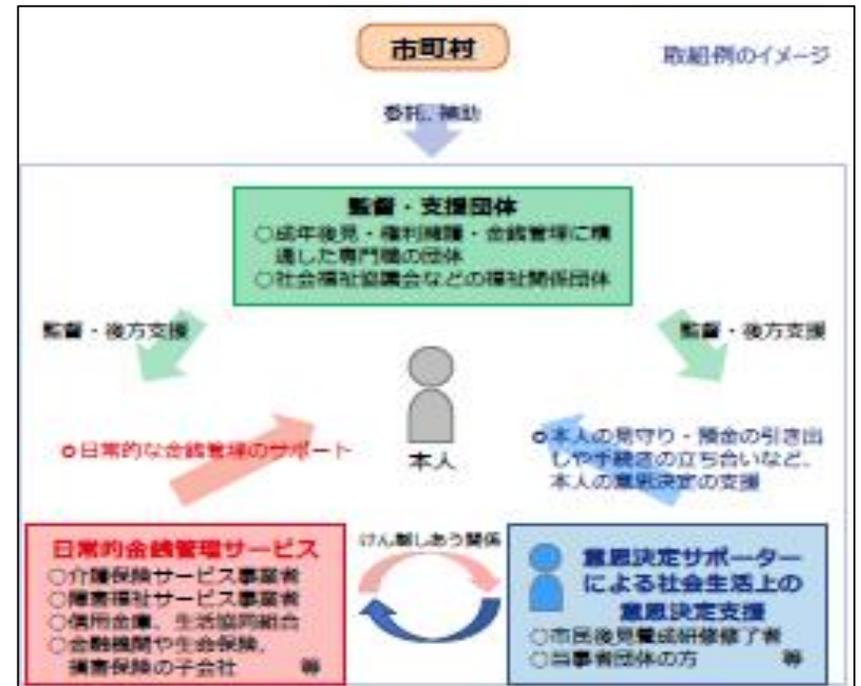
八尾市がこれまで積極的に取り組んでいる市民後見人活動において、市民後見人としての活動終了後もまだまだ現役で活動できるが、登録の定年（70歳）がきてしまいこれまで培った経験を活かす機会がない、意欲があるにも関わらず受任に至らず、待機中となっている市民後見人が一定数いるといった状況から、そういった方々に担い手として活躍いただけるようなスキームを構築。

厚生労働省モデル事業スキーム⇒
関係機関へのヒアリングを何度も行い、
八尾市式の事業スキームにアレンジ（次頁）

②簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。

意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



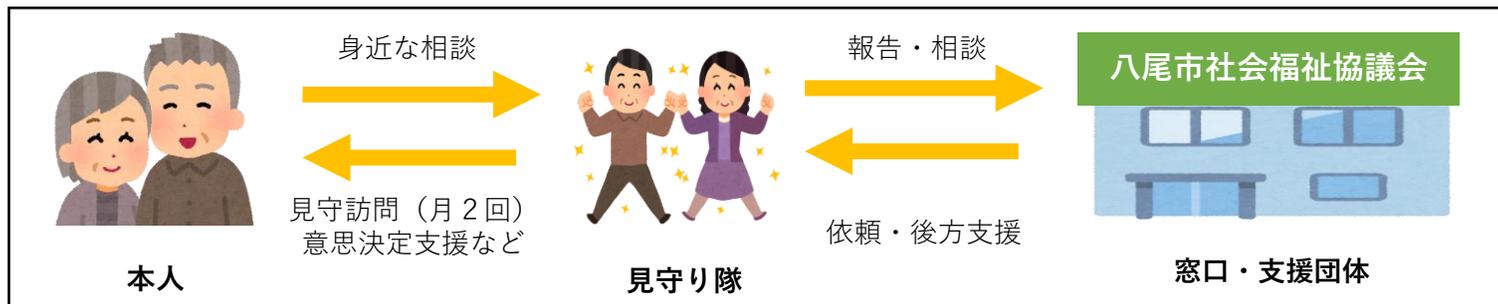
八尾市見守り推進事業【地域共生推進課】②

○地域での見守りとしての役割

本人と同じ生活者の視点をもつ支援者（「見守り隊」と呼称）が、本人の日常的な金銭管理サービスの提供状況を見守り、社会生活における意思決定を支援することで、本人が安心して意思の形成、表明をすることができるよう、利用者への訪問・見守り確認（月2回程度）を通して、日頃からの丁寧なコミュニケーションをとり、関係性の構築に努めている。

○国のモデル事業としての現状

現在、認知機能の低下が比較的軽度である身寄りのないあるいは親族が遠方にしかおらず支援が受けられない単身在宅高齢者2名をモデルケースとして見守り支援を行っており、見守り隊が利用者と密にコミュニケーションを図ることで、利用者の小さな変化や生活上での困り事に気付くことができ、ケアマネジャーをはじめとする関係機関ともつながることで地域で見守る体制が構築されており、モデルケースを通しての課題や現状等を国や自治体と共有することで、さらなる権利擁護支援の充実に取り組んでいる。



八尾市見守り推進事業スキーム（一部抜粋）
その他、監督機関（3士会を委員とする委員会を設置）・
金銭管理機関（金融機関等）・その他事業所等の多様な
主体が参画する事業を展開中

地域介護予防活動支援事業【高齢介護課】

大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる

デジタルデバイドの解消に取り組んでいるソフトバンク株式会社と共同し、LINEやスマホ決済等の講座をコミセン等で開催。

市は広報及び会場の調整、ソフトバンク株式会社は講師派遣及び機器等の貸与を行っている。

対象者：市内在住のおおむね65歳以上の方

持ち物：筆記用具 ※スマートフォンは貸与

日程：8回

カリキュラム：（LINE）写真、スタンプの送信体験、友達追加、

グループ作成方法について、グループトーク体験等。

（スマホ決済）キャッシュレスについて、利用方法の体験、QRコード等。

～スマートフォンを初めて使う方向け～
【シニアのためのスマホ教室】
～LINEとスマホ決済を体験しよう！～

スマートフォンを購入したけどもうちょっと使いたい。
「LINE」を使いたい
「スマホ決済のことを知りたい。体験したい」
「QRコードを上手く読み取りたい。」
と思っている方、実際に体験してみませんか？

項目	目安時間	内容
①挨拶・自己紹介	5分	講師の概要説明
②LINEについて	10分	LINEの特徴について
③実践体験	90分	【LINE】 ・写真、スタンプの送信体験 ・友達追加、グループ作成方法について ・グループトーク体験等 【スマホ決済】 ・キャッシュレスとは、利用方法の体験 【QRコード】等
④まとめ	15分	ソフトバンク店舗紹介（スマホアドバイザー） ・よくある質問に対する説明

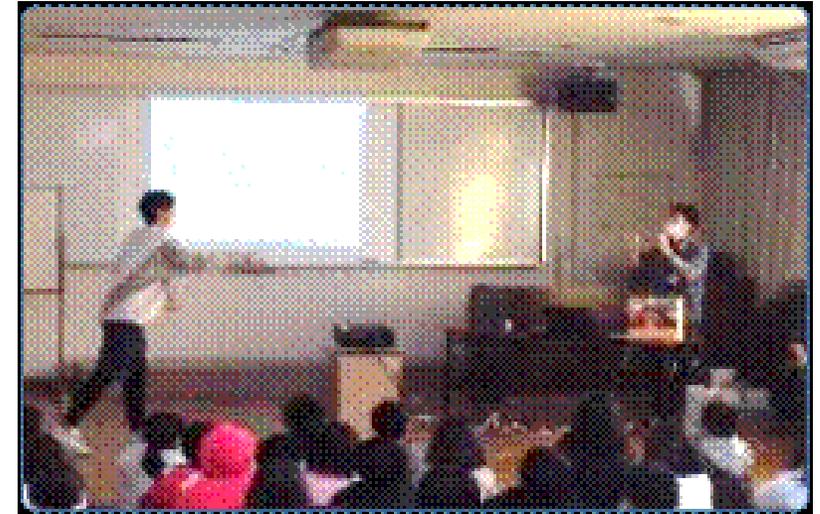
*お一人様一台、スマートフォンを貸与致します。
*新型コロナウイルス感染予防のため、定期的に換気させていただきます。
*貸出機は会場にて除菌してご使用いただけます。
*参加申込数が最少参加人数の10名に満たない場合、中止とします。
*スマホ教室の中では、スマホの販売は行いません。また、受講者の同意が得られた場合に限り、後日、アフターサポート等のご連絡がある場合があります。

キャッシュレスとは？
キャッシュレス決済は主に2種類
カード決済 スマホ決済

各開催スケジュール等の詳細は、裏面をご覧ください。

こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる

こどもたちが高齢者や認知症に対して理解を深め、「人を大切にする心」を培うことで、地域で認知症の方やその家族を温かく見守り応援してくれる「認知症サポーター」を養成するため、市内小学校の協力を得て「認知症キッズサポーター養成講座」を開催している。



曙川東小学校4年生が受講している様子

介護予防・生活支援サービス事業【高齢介護課】

社協・社会福祉法人やサービス事業者等と一緒に福祉のプロを育てる

社会福祉法人より講師派遣をいただき、高齢者の日常生活における買い物や掃除・調理といった家事援助の仕事に従事する人を養成する「八尾市生活援助サービス従事者研修」を実施している。

本研修を修了した方は、市が指定する介護保険事業者に雇用されることにより、要支援者に対する生活援助サービスを提供することを想定している。 ※採用条件等は事業者によって異なり、研修の修了は事業者への雇用が保証されるものではない。

○受講対象者（下記1・2のいずれかに該当する人）

1. 八尾市内にお住まいの人
2. 八尾市において、福祉の仕事に従事する意思のある人



見守りネットワーク推進事業【高齢介護課】

地域で気づく、地域で見守る

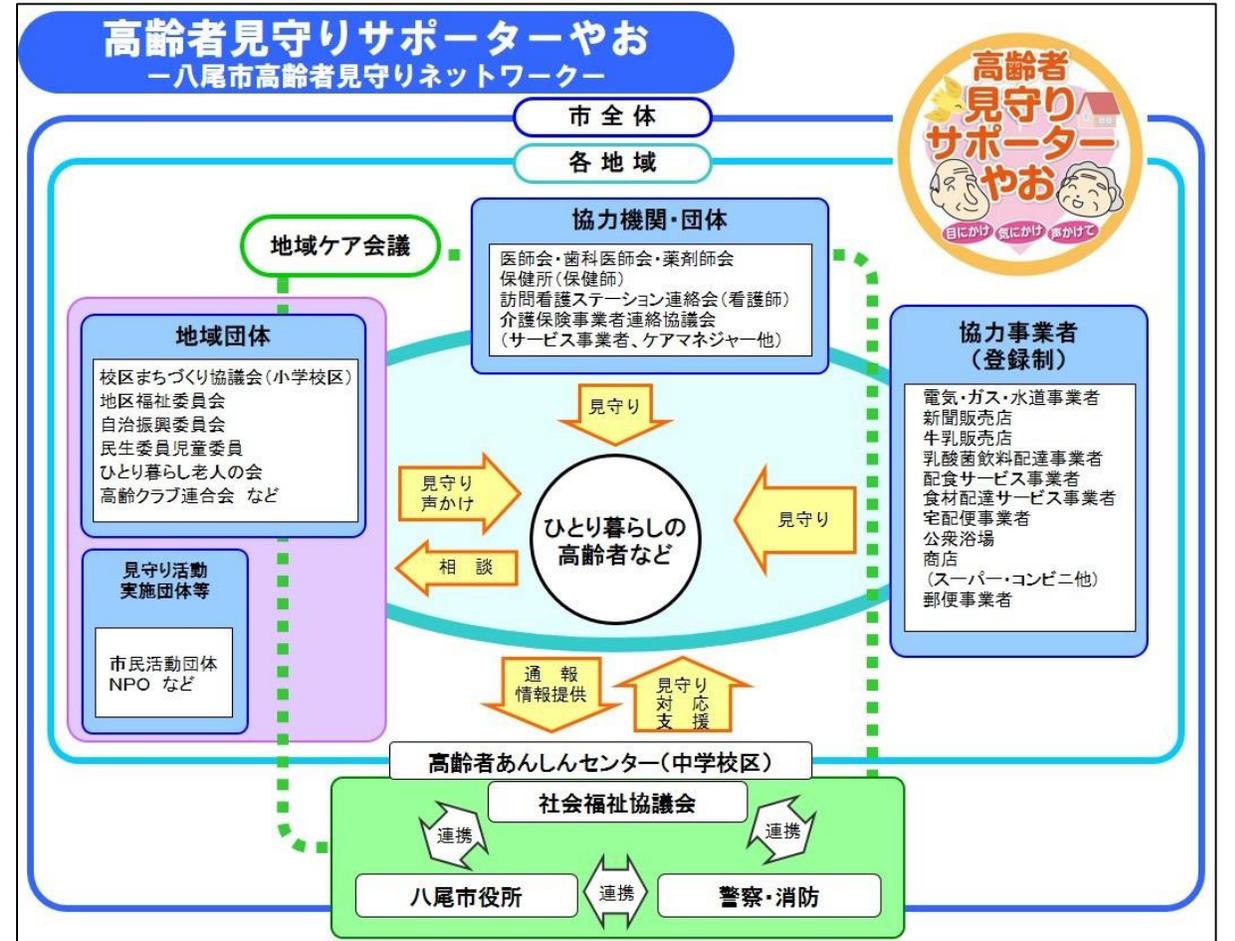
日常業務を通じて高齢者の見守りを行い、異変等に気付いた場合、高齢者あんしんセンター等へ連絡をする市内事業者（高齢者見守りサポーターやお）を募集し、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう見守り体制の強化を図っている。

協力事業者へ登録していただいたら店頭や商用車に貼る啓発用のステッカー（右図）をお渡ししている。

○「高齢者見守りサポーターやお」協力事業者登録者数
・・・657件（令和5年7月6日現在）

○主な活動内容

- (1) 日常業務を通じて、高齢者の安否確認や行動に留意する。
- (2) 異変に気付いた際は、地域包括支援センターなどの相談機関に連絡する。



災害時要配慮者支援事業【高齢介護課・障がい福祉課・地域共生推進課】

見つけたものを気軽に共有するしくみをつくる／福祉避難所の充実

○個別避難計画について

災害時に避難支援が必要と思われる方の中で地域に情報提供をしてよいと同意された人の情報を民生委員をはじめとした地域団体等と情報共有を行っている。地域における住民間の関係づくりが災害時の避難支援においても有効であることから、速やかに避難できる地域の体制づくりを支援している。

	避難行動要支援者名簿	同意者リスト	個別避難計画
令和4年度	6,847	4,753	4,753

(災害時要配慮者支援指針に基づく対象者)

○臨時福祉避難所について

市所管の施設である福祉避難所5施設の他に、臨時的に開設する福祉避難所として臨時福祉避難所開設・運営協定を高齢施設・障がい施設を運営する法人と協定を結び、指定避難所での生活に困難をきたす避難行動要支援者の受け入れ準備を進めている。

高齢者施設・・・21施設

障がい者施設・・・15施設

子どもの居場所づくり事業【こども若者政策課】①

地域活動をする人や団体に光をあてる／地域福祉活動のスタートダッシュを応援 ほか

すべての子どもたちが健やかに生活できる環境の充実を図ることを目的に、子どもたちが放課後等に、食事や学習、団らんなどを通して、安全に安心して過ごすことができる「子どもの居場所づくり」事業を推進している。

八尾市では、食事の提供を行う「子ども食堂」だけでなく、学習支援や子どもが集う場所を「子どもの居場所」とし、取り組みを行う団体に対して運営費などの補助金交付や、把握できている運営団体へ情報提供などを行っている。

また、子どもの居場所同士や行政、関係機関との情報共有の場として、子どもの居場所連絡会議を開催。子どもの居場所運営団体のそれぞれの取り組みや困りごとなどを話し合い、居場所を必要とするこどもの居場所づくりに八尾市一丸となって取り組んでいる。



子どもの居場所連絡会議

子どもの居場所づくり事業【こども若者政策課】②

大学生、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる

大学生のフードドライブ活動や企業からの寄附を直接または、関係機関を通じて子どもの居場所運営団体へつないでいる。

また、子どもの居場所への食材等の寄附を通じ、大学生や企業と運営団体との接点をつくるとともに、社会福祉協議会とも連携し、地域住民が主体となって運営する活動の支援を行っている。



子ども・若者育成支援提案事業【こども若者政策課】

ボランティア活動のにぎわいをつくる

子どもが健やかに育ち、次世代育成を推進することを目的に、市の出資金と個人や企業からの寄付金をもとにした「八尾市こども夢基金」を活用し、本市における、子ども・若者の育成支援の推進を図るため、市民が主体の子ども・若者の健全育成の取り組みを助成し、活動を支援している。

- 一例：
- ・ 不登校・社会的ひきこもりからの回復・自立のための交流と講演・無料個別相談会。
 - ・ 読書を通してこどもの心を豊かにし、友だちと交流できるようにゲームを行う。
 - ・ 商売体験を通じて「自ら決めて行動できる人材育成」を行う。
 - ・ 親子（保護者と）で、「朗読劇」を制作発表する。

助成金額：20万円以内（助成は同一団体に対し1事業に限る）

令和5年度実績：5団体

- 基本方向（1）子ども・若者が健やかに成長するための支援の充実・・・・・・・・・・1団体
（2）みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちの仕組みの充実・・・・・・・・4団体

令和5年度
子ども・若者育成支援提案事業助成金のご案内

子ども・若者の健全育成の推進を図ることを目的とした取り組みに、助成金を交付します。

- 助成の対象となる取り組み（次のすべてに該当）
 - 子ども・若者とその家族を対象とすること。
 - 団体内が主体的・具体的に計画・実施すること。
 - 八尾市内で実施し、市内全域から参加可能であること。
 - 八尾市こどもいきいき未来計画の以下の基本方針と関連し、子ども・若者支援施策の推進に係る本市の重点施策の範囲に専らするもの
- 基本方向と重点課題
 - 子ども・若者が健やかに成長するための支援の充実
 - 児童虐待防止の広報・啓発
 - 学校の内外を問わない、いじめが行われなくなる取り組みの推進
 - ひきこもり等に関する支援も考慮した子ども・若者支援
 - みんなで支える、地域が主体の子育ち・親育ちのしくみの充実
 - 多様な体験・活動・交流ができる機会の提供
 - 世代を超えた関係づくりの推進
 - 交流の子育てへの参画促進に向けた取り組みの推進
- 助成金額 20万円以内
- 申込方法 書類審査

助成内容や条件など、詳しくは募集要項をご確認ください。
募集要項は、ホームページ・市民センターこども若者政策課窓口で配布しています。

「実際の書き方がわからない」「考えている取り組みは助成対象になるのか」など、申請に関する事前相談を随時受付しております。

受付は、お気軽にお電話、お越しください。

子ども・若者 育成支援 八尾 奨励

助成のたがいは換領書に発行いたします。

問合せ・申込み先
八尾市 こども若者科こども若者政策課
〒581-0003 八尾市本町1-1-1
TEL: 072-924-3928
FAX: 072-924-9548
E-mail: kodonca@city.yao.osaka.jp

八尾市若者相談支援事業【こども若者政策課】

さまざまな分野が支援に加わる場や機会をつくる

子ども・若者とその家族が抱える不登校、ニート、ひきこもり等さまざまな事情に対し、臨床心理士等の専門職が、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広く相談に乗り、適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要なとする専門的な支援を実施。

※市が委託した社会福祉法人が対応。

対象者：市内在住の概ね40歳未満の若者とその家族

相談体制：電話相談・対面相談

相談実績：R4年度 延べ353件 ・ R5年度 延べ550件

※R5.12月末時点

あなたのそばに
相談できる場所があります。
まずはお電話ください。

電話相談
来所相談

八尾市ひきこもり等 若者相談窓口

▶ 電話 072-970-5981
▶ 受付 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
▶ 場所 八尾市南本町1丁目5-25
※来所相談は事前予約制となっております。

学校、仕事、人間関係など、さまざまな事情で
ひきこもりとなった、また、
家族がひきこもっていて
これからがとても心配、などの
お悩みを臨床心理士等が
ひとつひとつ丁寧に聞き、
内容に合わせたカウンセリングを
行います。安心してご相談ください。

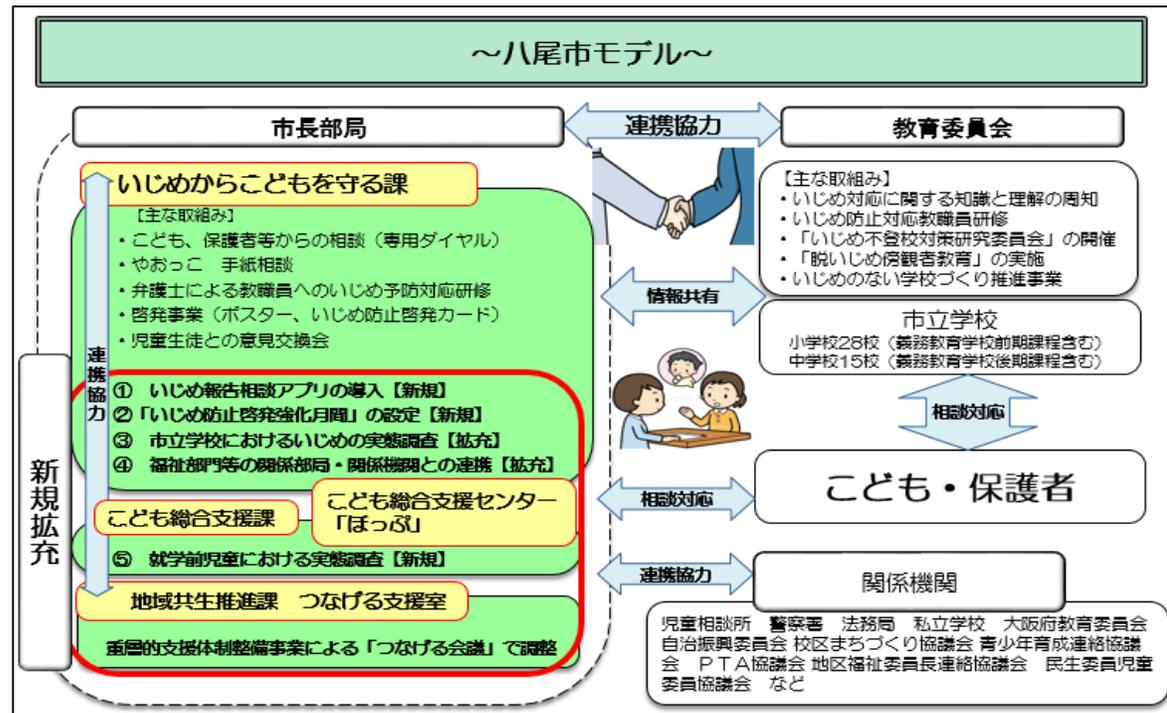
※八尾市ひきこもり等若者相談窓口は八尾市から委託を受けて
社会福祉法人つむぎ福祉会が実施しています。

八尾市
担当課：こども若者政策課
072-924-3988(直通)

いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業【いじめから子どもを守る課】

早期発見・早期対応に向けた取組を行う

- ・「八尾市モデル」を構築し、いじめの未然防止・早期発見・早期解消のために、「オール八尾市」で取り組んでいる。
- ・5月・10月をいじめ防止啓発強化月間として、市内の児童生徒に啓発グッズを配布し、相談窓口やいじめ相談専用ダイヤルを周知し、相談体制の強化を図っている。
- ・いじめ反対の意思表示として、「ピンクシャツ運動※」を行政、教育、学校、地域団体などで行い、いじめの未然防止に取り組んでいる。 ※ピンクシャツ運動・・・カナダ発祥のいじめ反対運動で、世界180の国や地域で行われている。



地域のふれあい祭の様子

民生委員児童委員協議会における取り組み【社会福祉協議会】

主な役割と活動

社会的孤立の問題が顕在化していることから、地域における見守り活動の強化や自然災害が相次ぐなか、高齢者や障がい者、乳幼児を抱える世帯などの災害時要援護者の支援体制づくりである「災害時要援護者調査」などにも取り組んでいる。

また、深刻化する児童虐待問題や親子同士のつながりを構築するため「子育て支援活動」にも取り組んでいる。

友愛訪問や災害時支援調査を通じた要支援者の把握

ひとり暮らし・寝たきり高齢者やその家族を地域で孤立させないように秋頃に行っている「友愛訪問」や、「災害時避難支援者調査」等の訪問を通じて、地域内における要支援者の把握につなげている。地域において、支援が必要な方を把握した際、市役所や高齢者あんしんセンター、コミュニティワーカー、アウトリーチ支援員（社会福祉協議会）などにつなぎ、支援している。

子育て支援活動（はとぽっぽ）

民生委員児童委員による子育て支援活動「はとぽっぽ」を開催し、出会いとふれあいの中、親子同士の交流を図っている。



身近な地域での子育て支援活動

研修会

【認知症高齢者声掛け体験】

高齢者あんしんセンター、介護者の会、地元商店街など多機関と連携し疑似体験を実施。

【引きこもりについて】

「8050問題」や「引きこもり」をテーマに研修会を開催。



地元商店街との協働

地区福祉委員会における取り組み【社会福祉協議会】

主な役割と活動

概ね小学校区に設置され自治振興会・民生委員児童委員協議会・高齢クラブ・こども会・女性会・学校関係者・ボランティアなどで構成され、小地域ネットワーク活動を展開し、個別支援活動（声掛け・見守り活動）とグループ援助（サロン活動や食事会、ふれあい喫茶、世代間交流など）を開催している。また、地域活動を広く周知するために広報誌を発行している。

小地域ネットワーク活動

【個別支援活動】

ひとり暮らし高齢者などへ地区福祉委員や民生委員が声掛け・見守り訪問を通じて、異変があった際、市や社会福祉協議会につなぐ。



声掛け・見守り活動

【グループ援助】

身近な地域での「ふれあいサロン」や「食事会」など、楽しい行事を開催し、住民同士のつながりを深めている。



ひとり暮らし高齢者食事会

コミュニティワーカーとの連携

社会福祉協議会に配置されているコミュニティワーカー（COW）が、地区福祉委員会の運営や活動支援を行う。地区福祉委員会の行事や会議に積極的に出向くなどして、地域との関係づくりに取り組む中で、活動のキーパーソンづくりや多機関・多職種連携なども図り、地域福祉力の向上に取り組んでいる。

ボランティアセンターの取り組み【社会福祉協議会】

主な役割・活動

地域福祉を推進するためには、公的サービスだけでなく民間のインフォーマル活動との協働が必要となり、ボランティアセンターでは、地域福祉の担い手を育成するために「ボランティアことはじめ講座」や学生向けの「夏休みボランティア体験」、ボランティア同士の交流を図るために「ふれあいフェスタ」などを開催している。

また、市内ボランティア活動の振興のため「ボランティア運営委員会」を組織している。

さまざまなボランティア活動

【学生ボランティアグループと連携】

大阪経済法科大学ボランティアのフードバンク活動と生活支援相談センターのフードバンク事業との連携。



フードバンク事業

【ボランティアふれあいフェスタ】

趣味を活かした活動発表や、バルーンアート・魚釣り・おりがみ・クラフト・ディスコンの体験コーナーなどを開催。



市民参加の体験コーナー

【災害ボランティア】

災害ボランティア研修を受講したボランティアと社会福祉協議会職員による被災地支援活動を実施。



被災地支援活動

社会福祉協議会の取り組み【社会福祉協議会】

性格・役割

「社会福祉協議会(社協)」は、社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されている非営利の民間組織で、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている。

主な事業・機能

- ①地域福祉の推進：地区福祉委員会活動支援・小地域ネットワーク活動支援、生活支援コーディネーター、当事者活動支援など
- ②生活支援相談センター事業（生活困窮者自立支援制度）：自立支援相談・就労支援事業・家計改善支援事業・中間的就労など
- ③権利擁護センター：日常生活自立支援事業・成年後見制度促進事業・市民後見人養成など
- ④ボランティア・市民活動の推進：ボランティア講座、ボランティア保険、ファミリーサポートセンターなど
- ⑤老人福祉センター：各種同好会、市民公開講座など
- ⑥赤い羽根共同募金運動
- ⑦会員・会費制度
- ⑧献血推進事業
- ⑨地域福祉活動計画
- ⑩社会福祉施設連絡会事務局
- ⑪理事会・評議員会



地区福祉委員会のサロン活動



商業施設での献血活動



各種研修会の開催